

令和8年第2回野辺地町議会

定例会会議録

招集年月日 令和8年2月24日(火)

招集場所 野辺地町議会議場

開会(開議) 令和8年2月26日(木)午前9時30分

出席議員(12名)

1番	横 浜 睦 成	2番	高 沢 陽 子
3番	木 戸 忠 勝	4番	村 中 玲 子
5番	五十嵐 勝 弘	6番	戸 澤 栄
7番	古 林 輝 信	8番	中 谷 謙 一
9番	野 坂 充	10番	大 湊 敏 行
11番	赤 垣 義 憲	12番	岡 山 義 廣

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副	町 長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	小 野 淳 美
会 計 管 理 者	長	根 一 彦
総 務 課 長	高 山 幸 人	
企 画 財 政 課 長	西 館 峰 夫	
防 災 管 財 課 長	木 明 裕 二	
産 業 振 興 課 長	上 野 義 孝	
町 民 課 長	富 吉 卓 弥	
介 護 ・ 福 祉 課 長	飯 田 貴 子	

健康づくり課長	木 明	修
建設水道課長	五十嵐 洋	介
建設水道課調整監	古 林 輝	樹
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	飯 田	満
学校教育課指導室長	濱 田 健太郎	
社会教育・スポーツ課長	玉 山 順	一
中央公民館長兼図書館長 兼歴史民俗資料館長	二 木 智	徳
代表監査委員	駒 井	広

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 中 利 実
議会事務局主幹	濱 中 太 一
総務課長補佐	七 島 良 嘉
総務課主幹	四 戸 俊 彰
総務課主幹	木 村 卓 磨

議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

- 1、村 中 玲 子 議員
- 2、木 戸 忠 勝 議員
- 3、中 谷 謙 一 議員
- 4、赤 垣 義 憲 議員
- 5、大 湊 敏 行 議員

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（岡山義廣君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告者は5名です。登壇の順序は、別紙のとおり決定しております。

なお、改めてお伝えします。1議員の一般質問の規定時間は、質問から最終答弁まで60分以内で
ございます。

時計の計時は、議場のモニターで行います。残り時間がゼロになった時点で時間終了です。残り
時間が5分を切ると、ブザーが鳴ります。規定時間内で終了できるよう、ご配慮願います。

一般質問を終了するときは、その旨の宣告をお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

4番、村中玲子君の登壇を許します。

4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、通告に
従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項は3つです。初めに、地域住民の切実な不安である高齢者の見守りについて、行政と自
治会の連携強化の観点から質問いたします。

近年当町においても、独り暮らし高齢世帯や認知症高齢者の増加が顕著であり、町では配食、見
守りサービス、福祉安心電話、SOSネットワークなど多岐にわたる支援策を講じていただいております。これらの継続的な取組は、地域の安心を支える大変重要な施策であり、高く評価するもの
であります。

一方で、こうした制度があっても、日常生活の中で生じる小さな異変や、まだ支援につながって
いないケースについては、行政だけでは把握が難しい場面もあるのではないのでしょうか。町では、
研修や周知の取組も行っていると伺っておりますが、それが自治会や地域住民の皆様一人一人にま
で具体的な生活圏内で十分に浸透しているかどうかという点については、改めて検証が必要ではな
いかと感じております。

実際に地域の声を伺う中で、「異変に気づいたとき、どこに、どのようにつなげばよいのか、即座
に判断できるか不安だ」という声もございました。そこで、提案いたします。住民が異変を察知し
た際に、一目で、今何をすべきかが分かる図解入りの野辺地版・見守り対応マニュアルを作成し、

自治会を通じて全戸に周知、配布してはどうでしょうか。冷蔵庫などに貼っておける簡単な様式とし、併せて認知症の方への接し方の基本である驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけないといった心得も記載することで、発見した住民が慌てず行動できる環境づくりにつながると考えます。

こうした取組は、地域全体で支え合う意識を育み、自分は地域に見守られているという安心感の醸成にもつながるのではないのでしょうか。マニュアルの整備と、自治会とのさらなる連携強化について、町の見解を伺います。

次に、認知症が重くなる前の先手の取組として、町が実施している各種健診の機会を活用した認知症チェックの導入について伺います。認知症は、早い段階で気づき、適切な支援や生活上の工夫につなげることで進行を緩やかにできる可能性があると言われていています。しかし、現実では本人や家族が、年のせいだろう、まだ大丈夫だろうと受け止め、受診や相談のタイミングを逃してしまうケースも少なくありません。だからこそ、本人が構えることなく参加している町の健診の場で簡易的な認知症チェックを行い、必要に応じて専門機関や地域包括支援センターにつなぐ仕組みを整えることは、非常に有効な先手ではないのでしょうか。新たな負担や線引きを一気に進めるのではなく、まず希望者を対象にした試行的な導入から検討するなど、町としてどのように考えているのか伺います。

最後に申し上げます。この見守りの取組は、平時の安心だけでなく、災害が発生した際にこそ真価が問われるものだと考えます。例えば大雨や地震などで避難情報が発令されたとき、地域の中でどなたが支援を必要としているのか、どこにお住まいなのかが共有されていなければ、迅速な声かけや安否確認は難しくなります。いざというときに迷わず動ける体制が整っているかどうかは、日頃の見守りの積み重ねにかかっているのではないのでしょうか。

阪神・淡路大震災では、瓦礫の下から救出された方の約98%が自力、または家族、近隣住民によるものであり、消防や警察などの公的機関による救助は2%以下であったとされています。この事実は、災害直後に人の命を守る主体が、ほかでもない地域の力であることを示しています。

現在要援護者台帳は、自治会へ提供されているとのことですが、実際の災害時に機能するものとするためには、現状に即した情報の整理や地域で活用しやすい形での共有の在り方について改めて検討する必要があると感じております。

そこで、お伺いいたします。災害時に確実に支援につなげられる体制を整えるために、町として自治会とどのように連携し、名簿の整理や日頃の見守り体制の充実を図っていくお考えか、町の見解を伺います。

以上、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 皆さん、おはようございます。それでは、村中議員のご質問にお答えをいた

します。

1点目の自治会における野辺地版・見守り対応マニュアルの整備と周知についてであります。見守りの体制につきましては、一昨年度から重点的に取り組んでいるところであります。取組内容といたしましては、これまで各機関において、それぞれ整備しておりました独り暮らしの高齢者や高齢者等のみの世帯の情報について、一元化を図る作業を進めております。これは、町が社会福祉協議会に委託しております生活支援体制整備事業の一環として実施しているものであり、民生委員や見守りサポーター等の関係機関が把握している情報を取りまとめ、緊急連絡先などを記載することにより、万が一の際に迅速な対応が可能となる取組です。

また、本年度は認知症高齢者等見守りネットワーク事業として、役場職員をはじめ、町内の関連機関や店舗、医療・介護事業所等を対象に、昨年5月から12月までの間に34日、延べ50回にわたり認知症などに関する学習会を実施いたしました。受講いただいた事業所の入り口には、見守りネットワークのステッカーを掲示していただいております。受講いただいた後は、関係機関やコンビニエンスストア等から、役場や地域包括支援センターへのご相談を進めていただく方が増えており、早期の支援につながっているものと認識をしております。

このほか徘徊の可能性が高い認知症の方に対し、靴等の履物に貼付するシールの配布も行っておりますが、ここ数年の動向を見ますと、ふだんは認知症の症状がないように見えた方が、突然外出されたまま帰宅できなくなる事例も見受けられるようになってきております。このことから、町といたしまして、ご家族や周囲の方が気づかない段階においても適切な見守りを行い、必要な支援につなげるため、周囲の誰もが気づき、行動できる体制の重要性を改めて認識しているところであります。

来年度以降は、学習会の対象を拡大し、より多くの方々に認知症への理解と見守りの重要性、いざというときの対応などについて学び合う機会を継続的に確保してまいりたいと考えております。

議員ご提案の見守り対応マニュアルの整備につきましては、本事業を進める中で検討してまいります。

続いて、2点目の認知症チェックの導入についてお答えいたします。現在当町におきましては、これに類するチェックシートを各種介護予防事業などの通いの場や家庭訪問、相談事業などの機会に行っており、今年度の利用者は、2月17日時点で延べ160名ほどとなっております。このチェックシートは、認知症や閉じ籠もり、鬱傾向をはじめ、日常生活関連動作や低栄養、口の中の機能などについて総合的に確認できるものであり、点数が高い方につきましては、介護予防事業への参加の促進や医療機関の受診の勧奨など、お一人お一人の状況に応じた支援を行っているところであります。

1点目のご質問でもお答えいたしましたとおり、認知症はご本人やご家族も気がつかないうちに

始まる場合も多く、その進行や症状には個人差があることから、早期の気づきと適切な支援につなげることが重要であります。このことから、今後におきましても、このチェックシートの活用を進め、認知症の早期発見と介護予防の推進に努めてまいります。

続いて、3点目の災害時に機能する地域見守り体制の構築についてお答えいたします。災害時に支援が必要な方々を対象とする災害時避難行動要支援名簿につきましては、昨年12月末現在で706名が登録されております。令和元年度に自治会ごとの名簿を作成し、提供したところであります。その後新たに対象となる方が生じ、名簿に加える場合には随時提供してはりましたが、入院や施設への入所等により住む場所が移動する方もおり、全ての対象者について、常に最新の状況を反映するまでには至っていない状況にあります。

今後は、1点目の答弁で申し上げました独り暮らし高齢者や高齢者等のみの世帯の情報を一元化したデータと連携させ、より効率的かつ適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

議員ご存じのとおり、災害時の避難の在り方の基本は、自らの命は自ら守るという自助であります。まず、避難について、自らのこととして考えていただけるよう、令和6年9月には介護・福祉課の窓口、災害時の避難支援相談窓口を設置いたしました。また、要支援者名簿に記載されている方々に対し、その地域の避難所の場所や災害時の行動、相談窓口などを記載したリーフレットを送付するとともに、自治会とともに実施している避難訓練においては、要支援者の避難支援を想定した訓練を実施しているところであります。

さらに、来年度は訪問相談員が要支援者名簿に記載されている方を対象に家庭訪問を行い、お一人お一人の状況に応じた避難行動計画の作成を支援する事業を実施する予定としております。その中には、避難時に周囲の方の声がけや支援を必要とする方もおられるものと思います。

災害による被害を最小限に抑えるためには、地域の支え合い、いわゆる共助が重要であります。お互いの近所の状況、自治会の現状や抱える負担も様々であり、支え合いの仕組みづくりは全国的な課題となっております。

災害時避難行動要支援者名簿は、災害時における地域の支援体制を確立し、必要な情報を得られるようにするための重要なツールであります。町といたしましては、今後ご本人の同意を得た上で要支援者名簿の整備、更新を進め、まずは現実的かつ実効的な支援につなげるよう取組を進めてまいります。

また、自治会への要支援者名簿の共有や活用につきましては、見守りの対策と併せた効率的な方法について、引き続き検討を重ねてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君の再質問を許します。

4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ご答弁ありがとうございました。

当町では、認知症が疑われる方などへの早期支援として、認知症初期集中支援チームの設置ですとか、地域包括支援センターを中心とした相談訪問体制を整えておられます。

お尋ねいたします。認知症など家族のお困り事で相談窓口に来られる方は、過去3年程度でどのくらいあったのか、可能な範囲で実績をお示しいただけますでしょうか。また、そうしたご相談は年々増加傾向にあるのかについてもお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

介護の相談全般、認知症も含みます相談につきましては、年間100件以上ほどございます。その中の認知症に関するご家族やご本人、周囲の方のご相談については、大体30件から40件ほどになっておりまして、ここ3年の推移を見ておりますと、年々非常に増えているというほどではないと思います。年によってばらつきがございますが、常にやはり数十件程度のご相談はある現状です。

以上となります。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。現在の対応状況については、理解いたしました。

現場の声を伺う中で、幾つか感じる課題がございます。ふだん生活している中で、地域の方が異変に気づいたときに、どこへ、どのようにつなげればよいのか分かりづらいという現実があります。せっかくの地域の目が、支援につながらない可能性も考えられます。

さらにまた、申し上げますと、周囲が異変に気づいたときには、既に症状が進行しているケースも少なくないのではないかと危惧しております。ご本人や家族の方も、どこかに相談しなければと頭では分かっているけれども、精神的、身体的に疲れ切った状態では、地域包括支援センターや相談窓口にたどり着くこと自体が難しい場合もあるのではないかと思います。だからこそ地域のちょっとした違和感の段階で、おせっかいかもしれないとちゅうちょせず、相談できる環境づくりが必要であると考えます。

そこで、お尋ねいたしますけれども、地域住民の方が、例えばささいな段階で相談を寄せた場合でも、専門職による確認ですとか訪問など、早期の対応を行っていただける体制になっているのか、またそのような初期の気づきを受け止める明確な窓口と、その後の具体的な対応の流れについてお示しいただくことはできますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

ご質問は2点あったかと思えます。初期の対応に対する対応は、町や地域包括支援センターで対応しているのかということと、あとそのような窓口の設置はあるのかということでしたけれども、

町としましては介護・福祉課の窓口と、あと町が公立野辺地病院に委託しております地域包括支援センターが主な窓口になるかと思ひますし、常時対応ができる体制になっております。役場の介護・福祉課のほうには、社会福祉士と保健師、あと地域包括支援センターについても保健師と主任ケアマネジャーや社会福祉士等の専門職がおります。随時どのような形でも、お寄せいただける情報がありましたら、即時対応している状況でありますし、町と地域包括支援センターは常に連携をして対応しております。

先ほどもありました認知症初期集中支援チームというものも立ち上げておまして、その方々については、ご家族とご本人の許可があった方について、初期の段階で集中的に支援し、あとは病院の精神科の医師の支援もいただきながら、その人に合った治療の開始や、介護のサービスなどを検討して支援している方もいらっしゃいます。

どのような形であっても、あとどのような方のご相談であっても、即時に対応してつなげる体制ができておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。しっかり対応していただいているということで、安心いたしました。まず、住民の皆様が感じる、少し気になる、そういう小さな違和感こそが支援の第一歩であると私は考えております。

そして、ほかの自治体では見守り活動の手引などというのを作っておりますけれども、そういう手引を社会福祉協議会と協力して作っていただくということも考えていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 答弁の際、マイクをもう少し口元のほうに近づけて発言するようにお願いいたします。

介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

気になる方の小さな違和感というのは、私たちも非常に同じように感じておまして、その気づき大切であるということで、今見守り事業のほうを重点的に行っておりますが、社会福祉協議会のほうに町が委託している見守りサポーターさんや、民生委員さん、自治会とも連携をして会議を開きまして、気になる方の共有をしたり、見守りの層を厚くしているところです。

そのマニュアルの在り方については、やはり個人の緊急連絡先の状況や、ご本人が、見守りは必要がないという方も多くいらっしゃいます、お断りする方もいらっしゃいますので、個人の状況、ケース・バイ・ケースというところが多いのですが、やはり見守りは大切だという地域の声がとても大きく感じておりますし、そこそが重要だと思ひますので、そういう皆さんが同じよう

なお気持ちで見守りができるような、あと見守りのスタイルも様々ありますので、そこについてはもっと地域の皆さんや協力していただける関係団体と協議をして、よい在り方、検討を続けていきたいと思えます。

以上となります。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 大変ありがとうございました。迷ったらここに連絡すればよいと誰もが分かる環境づくりが、今後ますます重要になると思えます。すぐに大きな制度改正が難しいとしても、周知の工夫ですとか、分かりやすい動線づくりなど、できるところから一歩ずつ前進していただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

次に、認知症チェック導入についての質問ですけれども、町が令和4年度に実施しました4,232人を対象としたニーズ調査では、一般高齢者の48.8%、つまり約半数近くが認知機能低下のリスクありという極めて高い数字が出ています。この数字は、認知症のリスクが特別なことではなく、誰もが直面する町全体の共通課題であることを示しています。

例えば健診会場でタブレット端末を活用し、数分間で終わる簡易検査を希望者に実施している自治体もあります。そこで、当町で健診時に認知症チェックを行う場合、課題があると思えますけれども、例えば人力的体制ですとか、費用面、運用上の課題など、町として想定する課題があれば、お示ししていただきたいと思えます。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

町としては、先ほども申し上げました、町長の答弁にもありました基本チェックリストのほうの活用を今進めておりまして、介護予防の場や訪問の場、あと相談の場で活用をしております、大体160名の方が今利用しているという状況であります。

その中で、結果として認知機能の低下が認められている人は、村中議員もお話しされましたニーズ調査の結果と同様に、大体4割以上の方がやはり認知症のリスク、物忘れだとか、そういうふうな症状が出てくるという結果になっております。その方々についても、その場で介護予防の事業のお勧めとか、あと中には、ご家族の方と一緒に相談につなげる方もいらっしゃいます。今の形で町としては進めていきたいと思っております。

健診の場ということになりますと、健診を受診する方や、その問診の内容も含めてチェックリストと絡めて考えていくということも来年度検討しております。

以上となります。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） どうぞ、よろしくお願ひいたします。

次に、災害時の見守りの取組の方向性について、具体的にどのように自治会を支えていくかという点についてですけれども、現在当町の自治会が高齢化が進み、役員の担い手不足も深刻な状況にあります。そのような中で、災害発生時に行政の公助が到着するまでの間、一体誰が隣人の安否確認をするのかを考えたとき、阪神・淡路大震災の教訓が示すとおり、命を守る最初の主体は地域であります。

要援護者台帳について、自治会の皆様が最も不安に感じるのは、個人情報をごどこまで扱ってよいのか、責任は誰が負うのかという点だと思います。私は、その課題を解決する鍵は、地域包括支援センターにあるのではないかと考えております。現在当町に設置されている地域包括支援センターは、町民の多くにとっては介護が必要なときの相談窓口というイメージが強いかもしれませんが。地域包括支援センターは、本来保健師や社会福祉士などの専門職が配置され、医療、介護、地域をつなぐネットワークの中核を担い、権利擁護や個人情報の適切な管理を行う専門機関であると承知しております。例えば自治会長さんが責任が重いと感じている役割や法的な部分について、専門職集団である地域包括支援センターが中心となって担う体制をより明確に構築することはできないでしょうか。

そこで、まず確認いたしますけれども、当町の地域包括支援センターも、そのような役割と機能を担う体制となっているのか、町の認識を伺いたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） ご質問にお答えいたします。

地域包括支援センターは、在宅での介護や困り事、あと様々な症状の早期発見や、その人、その人に向けた支援を総合的に、包括的に対応していく機関でありまして、国で設置基準があって、運用の基準が定められております。その中で、災害時の動きというところについては、その主役となって動く役割にはありません。要支援者名簿の要支援、自助や共助につきましても、非常に大きなものとなりますし、あと何よりご本人の同意というものが必要になります。そして、支えていく地域の力というところでは、担当としましては町の介護・福祉課が防災管財課と連携をして、そして自治会と共有し合いながら進めていくというスタイルが町としては望ましいと考えております。

もちろん地域包括支援センターは、地域のいろんな方の情報をきちんと管理して適切な支援をしている機関でありますので、情報の共有や連携はもちろん大前提で必要となりますけれども、災害時の要援護者の支援を進めていく場合は、介護・福祉課ということで考えております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、名簿を自治会に提供してはいますが、個人情報保護の正しい知識ですとか、適切

な管理方法について、町が主体となって自治会に対して研修会や出前講座を実施するお考えはないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

この要支援者、要援護者の名簿に限らず、様々な情報については自治会と共有をしていたり、あと提供をしております、そこには町の個人情報保護の基準を適用して、文書を取り交わすなどして提供しておりますので、それにのっとって要援護者の名簿を提供している状況にあります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 分かりました。野辺地町において、見守りネットワークが構築されていると説明されておりますけれども、このネットワークというのは、単に団体が存在しているということだけでなく、互いの役割が見え、必要なときにすぐにつながる関係があってこそ真に機能するものではないかと思えます。特に災害時においては、地域内の横の連携が迅速に働くことが地域を守る鍵になると思えます。

自治会、民生委員、地域包括支援センターや社会福祉協議会など、それぞれがどのような役割を担ってどこまで担当するかが共有されていなければ、形だけのネットワークにとどまってしまうのではないのでしょうか。

お伺いいたしますけれども、例えば町がコーディネート役となって、地域関係の横の連携を明確にする情報共有の場を設けるべきと考えます。例えばですけれども、自治会の定例会とか役員会の場に町からも来ていただいて、会議に参加していただくということはできないか、町の見解をお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

村中議員のおっしゃるとおり、様々な機関の方々が見守りについて考えていただく中で、そのつながりがやはり迅速な対応につながるのだということは、我々もいつも考えていることであります。そのことについては、今現在の町の状況にあっては、まだまだ道半ばというか、そういう状況でありまして、まず今、一昨年から名簿を整備して、お互いの役割や気づきについて共有をしながら進めているところであります。

町長の答弁にもありましたとおり、社会福祉協議会に町が委託している生活支援コーディネーターがおりまして、これは国の基準で配置しているものでありますけれども、まさにこの生活支援コーディネーターが横のつながりを持って地域の方々と、あといろんな関係機関をつなげていって、そしてあるべき姿、スタイルを構築していくという役割の職員でありますので、町も一緒になって、

今は土台づくりから進めているところです。

来年度に、答弁にもありました訪問指導員が伺いまして、いま一度1軒1軒回りながら、「あなたの場合はどこに逃げるのですよ」と、「逃げるときに何か支障はありますか」と、お一人お一人に会っていくということが重要でないかと思ひ、来年度実施するのですけれども、またそこで出てきた問題も加えながら、どうあればいいかと検討して、建設的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 大変ありがとうございます。大変心強く感じております。

本当にこの見守りは、制度だけでなく、顔の見える関係があつてこそ機能するものであると思ひます。ぜひ形式的な会議にとどまらず、役割と連絡体制が具体的に確認できる実効性のある、そういう取組をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 4番村中君の一般質問を終わります。

3番、木戸忠勝君の登壇を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） おはようございます。議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問します。議席番号3番、木戸忠勝です。今回2点の質問です。1点目、空き家対策について、2点目、防災対策について。

1点目の空き家対策について。空き家が放置されてしまうと、大雪等での倒壊など、安全面の問題のほか、草木の越境、不法侵入の発生など、防犯面でも周囲に悪影響を及ぼします。空家等対策特別措置法は、2023年に改正法が施行されました。この改正は、増え続ける空き家問題の対策を強化し、適切に管理されていない空き家への対応を促進することを目的としていますが、空き家対策に関する町の取組を伺います。

2点目、防災対策について。令和6年3月定例会において、避難所の見直しなど防災対策について町長の考えを伺いました。町長は、「より多くの避難所を確保しておく必要があるように感じているところであります」と答弁され、「町や青森県の公共施設の中から選定する数には限界がありましたので、今後は関係団体や民間との連携を含めて避難所の確保に努めていきたいと考えております。その際は、インフラに被害があつた場合の避難所運営対策として、電力や水道の供給経路の異なる場所や、地理上の違いがある場所など、避難所を確保する場所について考慮していきたいと考えております」とのことでしたが、どの程度改善されたのか伺います。

以上、答弁お願ひします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 木戸議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の空き家対策についてであります。まず空き家対策の根拠法である空家等対策の推進に関する特別措置法は平成27年に施行され、令和5年には改正法が施行されております。町におきましては、平成30年に野辺地町空家等対策の推進に関する条例を制定し、令和6年には一部改正を行っております。さらに、平成31年に野辺地町空家等対策計画を策定し、令和4年の改定を経て、現在まで空き家対策業務に取り組んできたところであります。

具体的には、適切に管理されていない空き家について現地確認を行い、必要に応じて応急措置を講ずるとともに、所有者や相続人等の調査を行い、適正な管理を促すなどの対応を行ってまいりました。

また、野辺地町不良住宅等除却事業費補助金などの補助事業を通じて、空き家の解体や活用を推進しているところであり、今後におきましても、引き続き粘り強く対応してまいりたいと考えております。

なお、3月には野辺地町空家等対策協議会を開催し、町内の空き家の現況をご説明するとともに、空家等対策計画の改定についてはご議論いただくこととしております。今後は、改定後の計画に基づき空き家対策を推進してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の防災対策についてお答えをいたします。初めに、現在の町の避難所の状況についてご説明をいたします。町が指定する避難所は、屋外が運動公園や各小中学校のグラウンドなど8か所、屋内が県立野辺地高校や各小中学校など8か所となっております。

令和6年3月定例会においてお答えしたことは、ご質問の内容のとおりでございますが、本日までの間に、屋外、屋内ともに新たに避難所として指定した施設はございません。中長期的な観点から、引き続き新たな施設の確保に努めてまいります。

一方、福祉避難所の指定につきましては、関係事業所を対象とした説明会を開催したところ、幾つかの事業所から前向きなご回答をいただいております。今後は協定締結に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

また、避難所での生活環境の改善を図るため、国の交付金事業を活用し、シャワー設備や簡易トイレなどの備品を整備したところであります。これらの備品につきましては、有事の際はもとより、各種訓練等においても有効に活用しながら、引き続き備品の充実を図り、避難所全体の機能強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君の再質問を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 令和7年度空家調査業務費として、昨年794万2,000円計上されましたが、

その検査員、どの方がどのような方法で検査を行ったのか。それで、空き家の軒数と所有者不明の空き家が何軒あったのか、教えてもらいたいです。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） おはようございます。お答えいたします。

まず、今年度実施しております空き家の調査でございますが、業者のほうに委託しまして、その委託を受けた業者のほうで町内を巡回等々しながら、空き家であることを確認しながら調査している現状です。さらに、その請け負っていただいた業者が、既に自分たちの会社で野辺地町の状況というのをある程度把握しております。というのは、地図を作る会社なものですから、自分たちでの業務の中で調査したものの、その調査したデータと、今回新たに町内を調査して歩いていただいたデータ、そのデータ2つを重ね合わせて、トータルとして空き家軒数というのを出していただくということとなっております。

まだその詳細、何軒になるのかというのは、来月開催します協議会のほうでお伝えしながら、計画等の改正についてお諮りすることとはしておりますが、今年度3月現在であれば273軒、これは調査前ですので、さらにこれは増えることと思っておりますが、273軒の空き家を把握しております。そのうち、所有者が死亡であったり、そのような状況で不明であるというふうな認識をしているのが61軒でございます。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） ありがとうございます。今軒数を聞いたのですけれども、この中で固定資産税とかを徴収されていない件数というのは、何件ぐらいあるのですか。

○議長（岡山義廣君） 会計管理者。

○会計管理者（長根一彦君） 資料を持ってきていませんでしたので、少し時間をいただければと思っています。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 野辺地町空家等対策の推進に関する条例施行規則の立入調査等に、第3条、立入調査実施、第4条が管理不全空家等指導で、勧告では第5条、管理不全空家等とあるのですけれども、この条例施行規則の立入検査実施と管理空家等指導、管理不全空家等勧告が平成30年3月30日に改正されたと思っておりますが、これは、その立入調査、管理不全指導というのは何件あったのか。つまりさっきの件数になるのですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

ここで言います立入調査等は、その建物の中に実際に立入りをして、それで調査をして空き家の

状況を確認するということだというふうに認識しておりますが、今までこの施行規則が施行されてから実施した件数は1件というふうに記憶しております。その他の助言だったり指導だったりということは、実施はしておりません。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 条例施行規則に町の責務とあるのですけれども、その第4条、町は、自治会等と連携し、空家等の適切な管理に関する町民等の意識の啓発を行うほか、第5条に規定する空家等対策計画に基づく空家に関する対策の実施、その他空家等に関して必要な措置を適切に講じるよう努めるとするところとあるのですけれども、これ自治会と連携とあるのですけれども、私は自治会長やっているのだけれども、そういう依頼というか、来たことがないように思っております。それは、他の自治会との連携を取っていたのか分かりませんが、この地区の状況というのは、やっぱり自治会と、その地区の民生委員が一番知っていると思うのです。だから、自治会と民生委員にも協力いただくと、私はより正確な調査ができると思います、どうなのでしょう。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

町と自治会との連携ということのお話でございましたが、まず空家対策協議会のほうに委員として自治会の連合会の代表の方から、会長からご推薦いただいた代表の方に委員として中に入っていていただいて実際に協議していただいております。今回の調査もそうですが、それぞれ調査員のほうで町内を見回りながら、それぞれ確認が必要であれば、例えばお隣のお宅に行って確認をしたりとか、そういう調査を実施しておりますので、自治会長様に直接そういうご案内はなかったのかもしれませんが、ある程度の調査はできているものと考えております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） あと、空き家を有効活用して移住者おためしハウス、野辺地町への移住、Uターン、Iターン希望者に向けて、また一定期間町内で農業体験ができる場を提供してはどうかと思いますが、町長はどのようなお考えを持っていますか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

町として、空き家を貸したい方、または空き家を借りてそこに住みたい方等々に対して、リフォームを実施して、その後移住していただいて住んでいただくというような事業をしております。昨年度、そのリフォーム補助を使いまして、1件の実績がございまして、リフォームを実施し、移住していただくというような事業をしております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。以上で1点目の再質問を終わります。

2点目の防災についての再質問、防災備品は何か所に分散して保管しているのか、その保管場所を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

備蓄品の保管場所については、健康福祉ふれあいセンターが1か所、旧松の木平保育所になります、が1か所、それから旧有戸小学校の体育館、行政メモリアルセンターになりますが、そちらに1か所、それと町の役場庁舎のほうにも保管はしております、計3か所。ほかに発電機であったりとかというのは、各避難所のほうに保管しているという状況でございます。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今、旧有戸小学校の体育館にも保管してあるということですが、この旧有戸小学校というのは、耐震補強されていないと思うのです。大地震が来て倒壊したら、その備品を取り出せないときもあると思いますが、これ検討する考えはないですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

行政メモリアルセンターの体育館のほうですが、耐震補強はされておりませんが、基準は満たしているものと認識しています。その倒壊するということまでは考えておりません。ですが、壁等が地震によって崩れる、現にガラスブロックの壁が崩れているというような現状もございますので、それによって保管している資機材が損傷したりとかということがないように、建物の中心部にまとめて保管している状況ですので、有事の際は、まずそういう壁等が崩れていたとしても取り出しは可能なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 2月7日の新聞に、「十勝沖の海底下ひずみ蓄積」と、「巨大地震発生緊迫の可能性」と。ひずみだまりが続いていることが分かったと。静岡県立大学や海洋研究開発機構のチームが、これを発表したと。巨大地震が起こる準備が、もう整った状態だそうなのです。このように、いつ起こるか分からない巨大地震に備えて、より多くの避難所の確保、指定されている避難所の点検、これ地区集会所も含めて再度点検が必要と思いますが、これはどのように考えておりますか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

避難所の新たな整備、指定等については、先ほど町長が答弁したとおりでございますが、現在の指定している避難所に対しては、それぞれ備蓄品等を保管している状況にありますが、その備蓄品が災害時に適正に使用できるようにというような点検等も今後実施しながら、災害時には備えていきたいなというふうに考えております。

また、必要な備品等についても、今年度ですか、補正予算のほうにも計上させていただいておりますので、そういうものを活用しながら、有事には備えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。マイクに口元をくっつけて質問してください。

○3番（木戸忠勝君） はい。

避難所を増やすということ、前回も町長が言ったのだけれども、今年みたいな大雪で、例えば木明自治会であれば、歩いて木明の避難所までなかなか大変だと思うのです。だから、一旦地区の集会所に避難するときもあるかと思うのです。その辺を含めて、集会所とかの点検というのは、やる予定はないのですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

指定避難所以外の集会所であったりとかというものの点検等については、当課としては現在のところは考えていないところでございます。ですが、議員がおっしゃるとおり、今後そういう一次避難所として必要だよということであれば、そのこともまた検討しながら、必要であれば備品等の整備等も検討はしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。

1月29日の臨時議会において、役場庁舎は避難所に指定されていないとのことでしたが、町民はこの役場庁舎が安全と思い避難してきたら、避難してきた町民に、「ここは避難所じゃないから、近くの避難所に行ってください」と、こう言えるのですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

災害のとき、避難者が役場のほうにいらっしゃった場合、役場として、例えば玄関先で、「ここ避難所じゃありません」というような、追い返すとか、そういうことはまずないと思っております。

それなりの町民ホールであったりとかというスペースがございますので、そちらに一時そこで休ん

でいただくということは十分可能なのかなというふうに考えておりますが、避難所としては、ここは指定しておりませんので、いずれその時間帯、何分いるのよとか、そういうことは問題ですけれども、いずれはこの地域の避難所である中央公民館であったり、野辺地小学校であったりには移動はさせていただきます。ですが、それまでの間、ちょっとだけこちらで休んでいただくということは、十分可能なのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 私は、町民ホールを避難所に、町民に開放してもいいのかなと思っておりますが、町長はどのように考えておりますか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

先ほどのお答えと重複いたしますが、一時的に開放することは可能だというふうに思いますが、トータルして災害の間、全てを避難所として指定したり、開放したりということは考えておりません。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。

それと、昨年度の自主防災組織率、これ県内の平均が59.2%で、全国平均が85.9%、野辺地町が46.2%と、県内組織率を下回りました。町内に23の自治会がありますが、この自主防災組織を立ち上げている自治会というのは、何自治会ありますか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

まず、野辺地町の自主防災組織は、全てで8組織となります。そのうち、自治会が組織しております自主防災組織は7組織ということとなります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 自治会組織なのですけれども、例えば今目ノ越自治会、有戸自治会、木明自治会とあるのですけれども、統合して1つの自主防災組織をつくることは、これ可能なのですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） まず、統合してということは、結果からといますか、認識から申しますと、まず可能だというふうに思っております。その3つの自治会が合同で、そうしますとその3つの区域をカバーする自主防災組織ということとなりますので、そちらが全て、そこでの住民の方々が全て組織されているということとなります。それが3つであれ、5つであれ、多くなれ、

少なくなれ、自主防災組織を結成することには問題はないというふうに思っております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） それと、防災士の講習を受けるには、社会人であれば1人4万円かかるのですけれども、これというのは、自治会組織をつくっていなければ、その補助、4万円の2分の1、2万円を町で補助するというものなただけけれども、もうちょっと緩和してもらって、要は講習を受けて取ってきて役場に持ってきたならば、それをもらえるような緩和というか、できないですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

町といたしましては、自主防災組織の結成をまず進めていきたいというふうに考えております。その自主防災組織を組織した中で、防災士という専門的な方がやはり必要であろうということで、この育成補助制度を実施しているところでありますので、やはり自主防災組織を結成していただいて、そこから、その自主防災組織から推薦をいただいた方、その方を防災士の講習に行っていたいて、その人に対しては補助をするということで実施しているところであります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） この補助というか、今、年間どのぐらいの補助金額を予定してあるのですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） まず、先ほど議員おっしゃったとおり、講習費用と登録費用を合わせて2万円の補助になりますが、今年度の実績はございません。昨年度もなかったように記憶しております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。

以上で再質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君の一般質問を終わります。

10時45分まで暫時休憩します。

休憩（午前10時33分）

再開（午前10時45分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

8番、中谷謙一君の登壇を許します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 8番、中谷です。質問には、ちょっと前振りから入らせていただきます。

先日閉会したミラノ・コルティナ冬季オリンピックにおいて、日本代表選手の活躍は私たちに大きな感動と誇りを与えてくれました。しかし、選手にとってオリンピックの舞台は、突然生まれるものではありません。世界に挑む選手たちは、地域の小さなゲレンデや身近な環境で雪に親しむことから、その第一歩を踏み出しています。さらに、先般開催の第80回国民スポーツ大会冬季大会におきましては、横濱汐莉選手をはじめ、当町ゆかりの選手が堂々たる活躍を見せてくださいました。全国の舞台で力強く競技する姿は、町民に大きな勇気と誇りを与えてくれました。同時に、それは本町からも確かな人材が育っていることを示すあかしであります。こうした選手たちも、また日々の練習環境と地域の支えの中で力を培ってこられたはずであります。

人材は、偶然には育ちません。挑戦できる環境があってこそ努力が実を出し、成果として実を結ぶものだと考えます。その視点に立ったとき、雪国である野辺地町において、子供たちが身近に雪と親しみ挑戦できる場であるまかどスキー場が閉鎖されたままである現状は、地域の人材育成という観点からも大きな損失であり、改めて考える必要があるのではないのでしょうか。

そこで、これより国設野辺地まかど温泉スキー場の再開に向けての現状と今後について質問させていただきます。

町内外から冬季観光や地域振興、また子供たちのスポーツ環境の観点から、スキー場の再開を望む声は今なお多く聞かれております。しかしながら、再開に向けた町の方針や具体的な取組について、町民に十分示されているとは言い難い状況であると感じております。そこで、再開に向けた町の考えを伺います。

1点目として、これまでスキー場の運営を担ってきた十和田観光電鉄株式会社様との間で、スキー場再開に向けた協議や検討は現在も継続されているのか。継続している場合は、その協議内容及び現在の進捗状況について伺います。

2点目として、十和田観光電鉄株式会社様以外の新たな運営主体について、民間企業、指定管理者制度、あるいは第三セクターなど、町として検討を行っているのか伺います。あわせて、検討している場合には、どのような分野、業態の事業者を想定し、どのような方法で事業者探索を行っているのか伺います。

3点目として、町ではスキー場再開の意義を観光振興、地域経済の活性化、町民福祉、さらに子供たちの体力づくりや冬期の学習面から、どのように認識しているかを伺います。

4点目として、町として再開に向けて講じようとしている具体的対策は何か。また、直営、指定管理、民間委託など、想定している運営手法と今後の検討スケジュールについて町の考えを伺います。よろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 中谷議員のご質問にお答えいたします。

令和7年3月定例会において、中谷議員のご質問に対しご説明申し上げましたとおり、これまで十鉄及び町に対して再開に関心を示す事業者からの問合せはなく、現在のところスキー場アルペンコースの再開に向けた具体的な動きはない状況でございます。

スキー人口の減少や地球温暖化の影響、さらには燃料価格の高騰などを背景に、全国的にスキー場の休止や閉鎖が相次いでいる状況にあることから、再開に関心を示す事業者が簡単に現れるものではないと思っております。

クロスカントリーコースにつきましては、令和7年11月の議会全員協議会においてご説明申し上げましたとおり、あったかハウス前広場が利用可能となったことにより、各小学校のスキー教室や青森県小学生スキー大会などの大会運営が円滑かつ安全に実施できるようになったところであります。今後とも利用者が安全に利用できる環境の確保に努め、当町のスキー振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 中谷謙一君の再質問を許します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ありがとうございます。

まず、一番先に伺いますが、町として再開の意思はございますか。町長、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 長い間申し上げてまいりましたが、意思はございますが、それが可能かどうかについては、また別の問題だと思います。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 以前質問したときのお答えの中に含まれておりましたが、野辺地まかど温泉スキー場自然災害復旧プロジェクト会議というのは、現在もございますか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

その団体というか、それは今もなおございますが、活動は今のところしておりません。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 活動をしていないということは、再開する意思がないというように解釈してもよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

意思があるかどうかは、先ほど町長が申したとおり、再開する意思はございますが、新しい情報がございませんので、今のところ動きがないという状況でございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 2月の22日、テレビ番組なのですが、「ナニコレ珍百景」という番組がございます。御覧になった方もいらっしゃると思いますが、その中で取り上げられていたものに、長野県白馬村の白馬北小学校のスキージャンプ台復活プロジェクトというのがありました。2021年に使用不能となった学校にあるスキージャンプ台を何としても復活させたいと、小学校の4年生が中心となって活動して、修理費代金といいますか、900万円集めているのです。学校内の募金活動、クラウドファンディング、そして地元企業からの寄附をいただいて、クラウドファンディングでは320万円を集めています。そして、翌年でしたか、復活させて、今でもそのジャンプ台を活用して、後輩たちが喜んでジャンプをしている、そして親たちも感謝している、そういうものが番組として放送されました。

これを何で私が今ここで紹介するかというと、要はやる気があるかないか、最終的にはそれだと私は感じています。ですから、やる気があって、再開するためにはどのようにしたらいいか。そういうふうにして検討していった場合に、何か再開への道が見つかるのではないか。前回も同じようなことを言わせていただきましたが、最終的にはそれだと思います。そういった検討というのは、町のほうでは今までされていなかったのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） まかど温泉スキー場につきましては、大雨の被害で休止という際に、様々な再開方法を検討してきたのは議員ご承知のとおりでございます。その際、町としてぜひ再開したいという強い意志がある旨も、そのとき町長から表明しておるところであります。

具体的には、復旧に4億円以上かかる。それから、毎年の維持費とかは5,000万円かかるのですが、そのうち収入を差し引くと二、三千万円は毎年出費しなければいけないと。そういう費用を町が負担してでも再開できないかという検討も進めてきたのは、議員ご承知のとおりでございます。

しかし、結果として当事者である、事業者である十鉄さんのほうと一緒にやるということがなかなかできなかったわけでありまして、現時点で可能性があるのは、新たな事業者が声を上げていただければ、そっちでもしかしてできるのかなという、かすかな可能性が残っている状況でございます。

我々としては、町のスキー振興を図っていかなければいけないという中で、アルペンコースはなかなか難しいのですけれども、野辺地町はクロカンで皆さん一生懸命やってきていました。そのクロカンコースは、幸い被害を受けませんでしたので、そこは継続して使っている。さらに、スタート、ゴール地点の広場は、十鉄さんの持ち物でしたけれども、そこを十鉄さんのご理解をいただいて、町で借り上げることができたおかげで、子供たち、地元の町民の皆様、あるいは近隣の町村

の方々、クロカンの練習とか大会は十分できるような形になっております。

町としては、引き続きクロカンコースでスキー振興、冬期間の子供たちの体力づくり等を進めていきたいというふうに現在考えている。そういう段々の経緯を踏んで現在に至っているというところでございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 先ほどの町長の答弁の中に、十和田観光電鉄さんとの協議というのが継続されているかどうかというもののお答えがなかったような気がしたのですけれども、どうでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家和夫君） ですので、十鉄さんも町も、どこか手を挙げてくれる事業者さんはいないのかなということでお待ちしていますけれども、どちらにもそういう情報は入ってきていないという現状でございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 私、これでもう5回目、6回目ぐらいになるのです、再開についての質問が。昨年の3月議会にも質問させていただいたのですが、それからもう1年たつのですけれども、まだ業者さんが出てくるのをただ待っているのですか。その時点でも、探してくださいと言ったはずなのです。そうしたら副町長からの答弁としては、そういう業者がいるのだったら教えてくださいよ、そういう答弁がありましたよね。そういう答弁するよりは、町として業者さんの間を駆けずり回ってでも受ける業者さんを探すべきではないのですか、私はそう思いますけれども。1年、何もそういうことをやってはこられなかったのですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家和夫君） ですので、これまでも何回も説明してきましたけれども、再開、復旧工事に4億円以上かかる、毎年費用負担が2,000万円、3,000万円かかる。そういう中で、手を挙げる事業者さんがいるかとなると、現実問題、なかなか厳しいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 厳しいのは分かりますが、厳しいと思っていますではなくて、実際に探して歩いたのですか。それを私は今伺っているのですけれども。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家和夫君） 何をどう探すのか、ちょっと議員のおっしゃっている意味がよく分かりませんが、その再開に相当のお金がかかる、さらに今スキー場、町長の答弁にあったとおり、雪が少なくなったり、スキー人口が減ったりしているというところで、閉鎖しているスキー場

が増えている中で、どういうところをどう探っていくのか。それは、一義的には十和田観光電鉄さんがやるべきことではあると思っております。町として、その辺の情報は一緒に共有していきたいということで今まで参りました。もう少し具体的な、町として何をすべきとお考えか、お知らせいただければ、今後の参考にさせていただきたいと思えます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） いや、全くそういうことは、もう検討していないということですか、この1年間。再開に関してはどういうふうにしたらいいか、どういう活動をしたらいいか、そういったことの会議も全く開いていないということなのですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家夫君） ですので、何回も同じことをお話ししますが、多額の経費がかかって、その後も多額の維持費がかかる、かつスキー場として運営、継続していけるかどうか分からない状況で、我々としては再開したいという気持ちはもちろんございます。ただ、現実問題、それに手を挙げてくれる事業者さんが現れるかとなると、それは本当に厳しい話だろうなと思っております。

その辺、我々自ら運営できるわけでもございませんので、そういうことを総合的に考えた場合、できる検討等は、もう既に行ってきました。これは、議会に、本会議だけではなくて全員協議会も何回か開いてご説明してきたところでございます。

今我々がやるべきことは、町としてやるべきことは、クロカンのほうのコースをしっかりと維持してスポーツ振興を図っていこうと。そちらのほうで、町のスキー振興を図っていくという方針の下で今進めているところでございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君、簡潔にどうぞ。

○8番（中谷謙一君） スキー場、リフトをまた直して、現状の状態ですというのも方法の一つであるし、以前話させていただきましたとおり、サイズを少しコンパクトにして使いやすいコースを造る、そういう方法もあるのではないかと思いますのですが、そういったことを、十和田観光電鉄さんとの協議はされたりしたことはありますか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 十鉄さんと再開について具体的な協議したのは、3年くらい前になるかと思えますけれども、そのとき様々な、第何リフト、下のほうのリフトだけ動かせばどうなるのか、上のほうのリフトは構わないでやればどうだとか、そういう様々なケースは検討しました。その際の入り込み客はこのくらいになるから、ちょっとしたスペースで、小さいリフトだけで営業しても採算は取れないなとか、いろんな議論、検討はしたと記憶しております。ちょっと大分前の話なので、あれですけれども。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） その辺をもう少し具体的にお知らせ願いたいのですが。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 今お話ししたとおりでございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） そうすると、今副町長がお話しされた程度で、もうデータとしては残っていないということですか、3年前のやつが。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家夫君） データというのはどういう、すみません、何のデータか分からないのですけれども。データとして残っているものとすれば、復旧工事にどのくらいお金がかかるのかというので、議会の議決を経て1,000万円ほどかけて調査いたしました。そのときに、第2リフトはこのくらい、第3リフトの復旧にはこのくらいというのは出ておまして、今手元にはございませんけれども、そういうデータはあって、そのトータルの額とかも議会の全員協議会のほうでお示したはずでございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 私が今伺ったのは、そのデータではなくて、コンパクトにした場合の、コンパクトにしても採算が取れないというようなお答えでしたので、それはどういうふうなデータを基にしたの答えなのか、それが知りたいので、それに関してのデータが残っていないのかということでした。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家夫君） スキー場を実際運営していた十鉄さんのスキー場の管理者の方といろいろ検討した最中に、そのコンパクトにしても採算が取れるラインというのがあって、小さいリフトだけだとなかなか難しいなというお話はございました。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 今シーズンは、先ほど前振り言わせていただいたオリンピックとかがございまして、各スキー場、それからスキーの板、スノーボードの板などの売上げがどこのスキー場も1.5倍ぐらいに増えたそうです。今年もこういう状態で、雪がものすごく降りました。来年は降らないということは全く確証できない状態で、降らないことを前提としての検討をして、それで「もうやりません」では、ちょっと通らないのではないかなと思います。ですから、検討委員会みたいなものはずっと継続してやっていただきたいと思うのですが、全くそういう考えは町のほうではございませんか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 全くやりませんとは申ししておりませんで、ぜひ再開したいという気持ちは引き続き持っております。ただ、現実問題、そういう事業者さん、なかなか現れるのは難しいだろうと。仮にそういう事業者さんが出てきたら、町としてできる支援なり協力はしっかりやっていきたい、そのための検討ももちろんしっかりやっていきたいとは考えております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 1年に1回ほど、スキー場の維持委員会みたいなのがありましたよね。それは、今でも開かれていますか。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） ただいまの質問ですけれども、まかど温泉スキー場管理運営協議会があります。年に1度開催しております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 7年度の会議の内容を、差し障りなければ、お聞かせ願いたいのですが。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） 議案の審議としましては、野辺地森林レクリエーション地区管理方針書の変更となります。それが主な審議内容でございます。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） スキー場の再開については、全く議題に上がらなかったということですか。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） 今年度開催したのは、クロスカントリーコースを新たに国から借りるということでの協議会ございました。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） アルペンコースに関しての議題がのったのは、何年度ですか。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） すみません、今手元に資料がないので、ちょっと今は回答できません。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 今伺っているとおり、私の感じとしては、全く動いていないなという感じにしか受け取れません。もう4年ぐらいたちますよね、3シーズンですか。それなのに、無理なような感じがするような、そういう答弁しかできないのですね。具体的に会議を開いて、またどういふふうにしたら再開できるか、そういったことを改めて検討するように要請して、質問を終わります。

す。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） これで8番、中谷謙一君の一般質問を終わります。

1時半まで休憩とします。

休憩（午前11時13分）

再開（午後 1時30分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

◎答弁の保留分について

○議長（岡山義廣君） 先ほどの中谷議員の一般質問で保留した答弁があったので、答弁させます。
社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） 先ほどの中谷議員のご質問にお答えします。

毎年野辺地まかど温泉スキー場管理運営協議会では、前年度の事業報告と収支決算報告をしております。内容としましては、ゲレンデの草刈りの状況、スキー場開きについて、スキー場の利用状況を説明しておりますが、いずれも令和4年度からアルペンコースが休止している状況である旨報告をしております。

これと併せて、先ほど申し上げました令和7年度の案件として、野辺地森林レクリエーション地区管理方針書の変更に関する事を議案としております。つきましては、クロスカントリーコースを利用することで、町のスキー振興に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（岡山義廣君） 一般質問に入ります。

11番、赤垣義憲君の登壇を許します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 11番、赤垣でございます。議長のお許しを得ましたので、これより一般質問させていただきます。

私の質問は、原子力立地給付金の見通しについてであります。役場庁舎建設事業及び統合小学校新築事業の主な財源であります原子力立地給付金について質問します。

初めに、原子力立地給付金の概要と給付の目的、給付対象者、給付される期間のほか、給付額の算定方法について、分かりやすくご説明願います。これまでの役場庁舎建設事業や統合小学校新築事業の説明では、財源とする原子力立地給付金をそれぞれの建設基金に振り分けて積み立て、そこから事業費を支出するという内容でありました。昨年6月の一般質問の際に原子力立地給付金は、

令和7年度を起点に統合小学校新築事業に係る地方債償還が完了する令和35年度までの29年間で約31億5,000万円が給付される見込みであると答弁をいただいておりますが、給付額の推移について、詳細に伺えませんでした。これから先、年度ごとに幾ら給付されるのか、どれだけ減額あるいは増額される見通しなのか、町が想定している給付額の推移を伺います。また、その想定の根拠もお示しください。

平成24年度までは、住民の手に届いていた原子力立地給付金でしたが、翌25年度からは半額が、30年度からは全額が役場庁舎建設事業費に、後に統合小学校新築事業費にも充当されてきました。その理由の一つは、町の財政に影響を与えずに事業を実施できるからということだと思います。

一方で、町民の暮らしを見ると、物価高騰の影響などで厳しさが増していることはご承知のとおりであります。町の財政への影響を考慮することも大事ですが、今は町民生活の厳しさを少しでも和らげる対策が必要と考えます。

そこで、ほかの自治体が実施したように、野辺地町でも原子力立地給付金を町民に戻すことを検討していただけないものか、町長の考えをお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 赤垣議員のご質問にお答えします。

原子力立地給付金の見通しについてのご質問であります。初めに原子力立地給付金に係る制度全般についてお答えいたします。制度の概要、交付の目的、その対象者であります。原子力立地給付金を構成する電源三法交付金は、発電用施設建設による利益を地元へ還元することにより、電源開発を円滑に進めるという考え方で、施設の立地市町村やその周辺市町村が行う公共施設整備や住民利便向上の事業などを対象として交付されております。

交付される期間は、対象となる発電用施設の建設を開始期とし、その施設の運転終了までとなっており、交付限度額は発電用施設の規模などから算出され、新規の建設や増設の場合、その分が加味される仕組みとなっております。

算定された交付限度額については、それぞれの立地地域等の市町村で電源立地地域対策交付金として市町村が受け取るのか、住民に直接還元する形とするのか、選択できることになっております。この住民に直接還元する場合の額が原子力立地給付金となり、その割合も立地地域等の市町村が選択することができます。

次に、これから先、年度ごとに幾ら給付されるのか、どれだけ減額あるいは増額される見通しなのか、町が想定している給付額の推移、またその想定根拠についてであります。原子力立地給付金相当額は、一般家庭が契約する口数によるものと、企業が契約するキロワット数によるものの2つを足して算出されております。令和7年度の算出額は、一般家庭分は8万4,000件余りの契約に、

1件当たり941円を乗じて7,916万円余り、企業分は19万980キロワットに、1キロワット当たり235円を乗じて4,488万円余りとなり、合わせて1億2,400万円余りとなっております。

今後の推移については、企業分は電力を多く消費する施設への設備投資が行われる、あるいは施設を停止するということが困難であるため、同額で推移するものとし、一般家庭分は毎年約1%ずつ減少しているというこれまでの実績を参照して推計しております。

したがって、令和7年度の1億2,400万円余りから令和8年度は1億2,300万円余り、令和35年度までに毎年約120万円ずつ減少していくというのがお尋ねの推移についての詳細になります。

次に、当町でも原子力立地給付金相当額が町民に給付されるように検討していただけないかというお尋ねにお答えいたします。当面は、未来を担う子供たちの安全安心な教育環境を整備するという統合小学校新築事業への財源確保のために原子力立地給付金相当額を充てさせていただきたいと思っております。

なお、議員ご指摘の物価高騰などの町民の暮らし向けの対策については、国、県の経済対策と連動し、交付金や補助金を有効に活用しながら実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君の再質問を許します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ご答弁いただきましたが、今後は年間当たり120万円ぐらいずつ減少する見通しという説明がありました。これは、算定の根拠である契約口数当たり941円で、現在は8,400件の契約があるということで7,900万円余り、企業の場合はキロワット当たり235円ということで算定の根拠を示していただきました。この世帯数、要は契約口数、これ世帯数にほぼ重なる部分があるのではないかなと思うのですけれども、ちなみに10年前の世帯数と、世帯数でなくても、この契約口数、10年前の契約口数と交付額というのは、現在資料はありますか、答えることはできませんでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

今議員が確認しているお話の中で、ちょっと1点、修正していただきたいのがありますが、8,400件、一般家庭の契約と言っていましたが、8万4,000件余りとお答えしておりましたので。

それで、一応8万4,132口と今年は通知されておりますけれども、こちらは多分1口というのが1か月分になるので、12か月分で大体1世帯分となります。割り算しますと、大体7,000世帯分のおうちの分、これの12倍の分の8万4,000ぐらいが口数になっているという考え方でよいかと思います。

その上で、10年前ですけれども、平成27年ぐらいですけれども、大体の契約口数は8万8,900くらいあったというふうに記録があります。

以上となります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ありがとうございます。1口は1か月ということで、それを12か月でということで、世帯で言えば12か月分で、それを世帯数掛ければいいということで、ありがとうございます。承知しました。

また、平成27年は、口数で言うと5,000件、5,000口くらい多かったということになるかと思えます。今10年前の口数をお伺いしましたが、では10年後、20年後はどれくらいを想定しているのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

口数に関して言いますと、今が8万4,000ですので、10年後となると、約10%減少するとすれば7万5,000から7万6,000ぐらいの口数になるかは想定しています。ただ、単純にいかないのは、企業分も足して全体を見ますので、それで町のほうで推計していますので、単純に7万5,600ではないとご理解いただければと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今のお答えは、10年後の想定ということでよろしいかと思えます。もちろん企業数も、それに加算されるということでもありますけれども、私が危惧しているのは、これまでは世帯数の減少というのは、そう極端な減少は見られなかったのかなと思っています。人口減少に対して世帯数の減少というのは、減少率は非常に小さいように、ちょっと計算したところ見受けられました。ただ、それは例えば高齢の方の2人暮らしの世帯で、お一人が亡くなられて、人口は減るのですけれども、世帯数は減らないという状況も影響しているのかなと私個人的には思っていました。これから先、その独り暮らしになった方がもしお亡くなりになった場合は、人口とともに世帯数も減るのではないのかなと。これまでの推移と同じような感覚で推移するとは、私は思えないということでもあります。

先ほどの答弁で10%ぐらい減少するであろうとお答えいただきましたけれども、この10%という数字は、こういったところに根拠を持ってはじき出した数字なのか、ご説明願います。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

現在将来の積立金などのために推計しているものは、今このベースになっている1億2,400万円ぐらいが1%くらいずつ減少していくという見方をしています。それを10年続ければ10%減るといふような見方で10%として答えたところです。ただ、実際は現時点での推計ですので、それを3年後、5年後にどのぐらい乖離しているかを見て、実際にもっと減るようであれば、もっと減った形で推

計しなければならないので、それは時点、時点で修正を加えたいと思っています。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） その減少率の根拠、年に1%ずつ減少することを見込んでいるというか、見通しを立てているということですがけれども、この見通し1%ずつが10年続くとは限らないわけですよ。要は、今は1%ずつ減少したとしても、5年先、10年先、15年先は、その減少率というのは変わってくると思うのです。なので、これまでの減少率をベースにして考えるのではなくて、もっと厳しい見方をする必要があるのではないかなと私は思うのですけれども、その辺りどのお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

一般家庭の分を見ますと、確かにお話しされるように世帯数が減る。電気契約している方、2人暮らしで、1人が減っても世帯数が減らなかったものが、もう一人がもし亡くなったら世帯数が減るのではないかとっても、実際は電気を完全に解約しないで、止めている状態で口数だけ生かしている場合もありまして、そこまでは減らないものもあるかと思えます。そこら辺は、3年後、5年後に修正することと、もう一つ企業分を合わせて1億2,400万円、今見ているというのが大きくて、企業分の変動が結構あります。例えばコロナ期には大分減った時期もありましたが、令和3年に馬門地区のホタテ加工施設や、目ノ越地区の酪農関係のほうで冷蔵庫の整備などを行ったことによって、大幅に企業分が増えたりします。そういったことも加味して、全体の額がどのように変わっていくのか、これは注意しながら見て、これから減少率については修正を加えながら見ていきたいと思えます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 企業の契約キロワット数ですか、これは大きく変動する可能性があるというのは理解しました。

今後企業数というよりも、その契約キロワット数がどのように変動するのかというのは、あまり定かではないところが大きいのかなとは思いますが、しかしながら、先ほどの説明にありましたとおり、一般家庭需要家の口数から算出したのが7,900万円余りで、企業のほうは増額したとはいえ、4,400万円余りということで、半分まではいかないにしても、企業数のほうは割合が少ないと。大きく影響するのは、やはり一般家庭の契約口数だと思うのです。

様々な報道等でありますように、2050年は、野辺地町の人口が7,000人を切るのではないかと、6,000人台になるのではないかとという報道があったかと記憶しております。今の大体半分近くまで人口が減ると。2050年と言えば、今から24年先です。24年先の人口と世帯数を加味したときに、先ほどの減少率1%ずつ減っていくという見方で果たしていいものかどうか。要するに、もっとこの先

大きく減る可能性があるのではないかなと危惧しているところですが、その辺は町として財政運営、その想定はどのようにされておりますか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

何度か先ほど来お話ししたように、3年後か5年後ぐらいに動向を見ながら、注意して見ながら、その減少率が想定と違う場合には修正していきたいというふうに考えています。そういうふうにして修正していく中で、積立金などに影響出ないように見ていきたいというのがあります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 年を追うごとにというか、3年、5年で見直しをかけていくということですが、見直しが必要な財源であるということは間違いのないと思います。つまりは、10年先、20年先、30年先まで安定した金額が交付されるものではないというのが示されたように私は受け取りました。そういう原子力立地給付金というお金を大きな事業のもうメインの財源に充てるということは、非常に危険なのではないかなと思うのですけれども。仮に20年先、30年先の交付額が確約されているのであれば、安定財源として用いることはやぶさかではない、先が見えない財源をこの大きい事業に充てるということに関して、不安を感じないのでしょうか。町側の見解を求めます。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

全体として今1億2,400万円ぐらい、年相当額というものが動いております。この中で考えると、やや減少の傾向にはあるものの、企業分も含めてトータルを考えたときには、直ちに20年後ぐらいに枯渇するような財源ではなくて、比較的安定的に見られるものと思っています。

企業分のほうが、割合が少ないと言っておりますけれども、その相当額というのは、大体8,800万円ぐらいがベースで、もともと2分の1、町のほうで電源立地交付金としていただいて、企業にはその半分の4,400万円ぐらいが交付されていたという流れからすると、その基となる数字はもう少し大きいものであるし、なので、これが一気になくなるように変動するとは考えていないので、今のところは期待できる財源ではあると思います。ただ、動向については、先ほど来お話ししているように、注視していきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 私これまで認識がなかったのですが、今の説明で企業側の交付額というのは、2分の1は現在も企業側に渡っているということによろしいのですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

当初始まったときから2分の1だけを企業のほうが電気料の割引として受けられるだろう原子力

立地給付金の算出額というのは、今で言う8,800万円ベースなのですけれども、うち4,400万円分しか取り分が最初からないような形で町のほうで設定していました。なので、今も受け取っているのではなくて、以前4,400万円が企業のほうで、残る4,400万円が町のほうでといったような形になっておりました。

それに関しては、今積立金として見るときには、その企業さんに行っていた分の4,400万円が町のほうで今受け取る期間になっているので、それを学校建設基金などに積み立てているという意味で、今出している1億2,400万円の中の4,400万円というのは、前から比べて町のほうの取り分が増えた分という考え方になります。なので、今は渡っているわけではないです。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 整理しますけれども、これまでは企業に4,400万円、町はそれと同じ2分の1、4,400万円をこれまで受け取っていたと。その企業に行っていた4,400万円を今回この事業に充てるために、町で、要は全額受け取る形にしたということよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

平成24年度までは、企業が半分、町が半分、平成25年から29年までは、企業が4分の1、町が4分の3、平成30年度からは企業がゼロで町が全額、このように変わっているのです。平成24年度に比べまして、町のほうで4,400万円相当が収入として基金に充てられるように増えているということになります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ありがとうございます。そうすれば、今のことでちょっとお伺いしますが、もともと平成24年までは半分半分だったと。町が受けていた半分というのは、これはどういった使い方をしていたのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） 町が受けていた半分については、最初のうちはハード事業として道路や公民館の駐車場とか、各種施設などの建設に充てておりました。ソフト事業として使えるようになってからは消防活動費、そのソフトのほうに充てるようにしておりました。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 丁寧な説明、ありがとうございました。

これから先、町の今の計画の中では、役場庁舎建設事業の事業費、基金の積立ての財源、それから統合小学校新築事業の基金の積立ての財源として原子力立地給付金相当額を使うという説明をこれまでされてきましたが、通告にも入れましたとおり、近隣の自治体では、これを町民の手に戻すという動きが見えています。現実にそれが実施されたと認識していますけれども、町として、町民

が本来これまで平成24年まで受け取っていたこのお金を町民に戻すという考えはこれから先ないのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） 町長の答弁にあったとおり、当面の間は学校建設のほうに充てていきたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 町民の声を聞いたことはありますか。いつまで町が使うのだという声が聞こえています。町には、そういう声というのは届いていますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

最初は、庁舎の建設のためにと始まった頃からお話は聞いて、私もなるべく皆さんが集まる場所に出るようにして聞いてきました。その中では、協力することはするのだけれども、ゴールが見えないといけませんという声があったりしました。なので、いつまでということは示しながら、今ご協力を求めているところだと思えます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） これまで町の説明、事業の説明会とか様々な場面で、町民の皆さんにご理解をいただいて原子力立地給付金を活用しますというアナウンスがこれまでのアナウンスだったと思います。ご理解をいただいてという言葉が出てくるのですけれども、こういった場面でそのご理解を得たのか、これについて説明いただきたいです。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） ご理解を得たかどうか、その回答とかお声を具体的に示すことはできませんけれども、平成24年度、ここは始まるときの転換期です。このときには、これに特化した説明会を町内各会場で行って、皆さんに集まってもらって、厳しい声もいただきながら、それでも25年からは、半分協力してくださいということを求めてお話を丁寧にさせていただいて、最終的には先ほどの終わりが見えなければちょっと協力する期間、いつまでか分からないと、それだと駄目だから教えてほしいということで、それらには丁寧に答えしてきたと思えます。そこから転換期が29年には全額に変わる、あるいは学校建設が始まる。その転換期には、丁寧に、丁寧に説明をしてきた、そして皆様からのお声を聞きながら、それで最後には大きな反対なく、その説明を終えてここまで来ていると思えます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 説明会のあるごとに、こういう活用をしますよという説明をされてきたと今答弁いただきました。果たしてその説明会に何人の町民が参加されたのかということも、少し

考えなければいけないのではないかなど。私が経験した中では、多くても数十人だったと記憶しています。トータルでいけば、100人に行くのか行かないのかぐらいの人数だったと思いますが、仮にその方々から反対の意見がなかったとしても、あるいは要はゴール地点が見えるように説明してくれとかという声があったのでしょうか。それに対して、どういう説明をなされてきたのかというところが問題の部分なのですけれども、今の時点で示されているのは、小学校の新築事業に充てるために基金に積む期間というのが、去年の6月の定例会の一般質問のときにお答えいただいたと記憶しているのですけれども、令和30年までに基金に積み立てていって、そこでゴールというふうに説明がされてきたと認識しています。

おとといの統合小学校新築事業調査特別委員会の説明の中で、それを5年間延長して、大体5億円ぐらいをさらに積み増しするというので、これについては町の皆さん、町民の皆さんにどのような手段で説明をして理解を求めていくのか。これ早急にやらなければいけないことだと思うのですけれども、こういった形でこれを周知するのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

まず、前の議会のときに、令和30年度までの基金積立ての期間となりますとお答えしたのは、そのとおりでございます。おとといの統合小学校新築事業調査特別委員会においてお話ししたことは、まず当初予算に盛っているように国庫補助金、こちらを申請しています。これの内示がどのように来るのか、状況を待って、この予算というものは編成して計上していますという説明をして、万が一昨今の状況から見ると、国庫補助金が危うい場合があると。そのときには、考え方として国庫補助金に替えて起債事業に全て振り替えて、学校の供用開始の年次に遅れがないようにして、子供たちに安全安心な環境で学ばせてやりたいという説明をしたかと思います。

そういうふうに切り替わった場合に、改めて内示の後に、これが特別委員会なのか、議会なのかは分かりませんが、説明機会を設けるといってお話をしていますので、その機会にまず財源が替わったこと、予算を補正しなければならないこと、そして補正した上に、それを償還する間、その財源として基金の積立期間が変わるかもしれないということをご説明しなければならないと思います。もし国庫補助金が駄目だったときに、その機会が訪れたら、町民への説明の機会というものをどのように設けるか、よく考えて、そのときにお話しすることになるかと思いますが、現時点では今30年度までということになっております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 昨日の新聞報道に、そのことが記載されておりましたね、交付金が下りないかもしれないという記事。それを見た町民から、少し声をいただいたのですが、「交付金もらえなくなるのか」ということで、すごく町民の皆さんは、もうあの新聞記事を見ただけで不安を感じ

ているのだと思います。しっかりと読めば、まだ決定していないということは分かるのですが、多少なりとも不安を感じている町民は、現時点でかなりの数があるのではないかなど。それを結果を待って、そのときになって説明するのではなくて、もうこういう報道がされた時点で、町は今後こういう可能性があるから、そのときには何とか使わせてほしい、5年間延長させてほしいという願いを兼ねて、今の時点で説明を始めるべきではありませんか。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家夫君） 町民の方々からいろんな声があるというふうに聞いております。膨大な事業費かけて小学校を建てて本当にいいのかという声もある一方で、いや、子供たちのためだったら、これは何が何でも建てなければいけないという声も様々ございますということで聞いてございます。

最終的には、やはり議会制民主主義でございますので、町民の代表であります議員の皆様方が最終判断をするのだと思っております。もちろん、だからここの町民への説明は要らないかというものではなくて、機会を見て今後も町民の皆様には説明は尽くしていきたいと思っておりますけれども、我々としては、仮に補助金が不採択になって町の持ち出しが増えたとしても、やっぱり子供たちのために今やらなければいけないという決意の下に進めているところでございまして、これまでも関連予算は議会のほうで通って進めてきたところであります。今後も、最終判断する議会の皆様のご理解をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 私は、それだと遅いのではないかなと思うのです。これまでも町民の皆さんにご理解をいただいてという言葉を使いながら、事業の説明だったりというのを繰り返しされてきました。でも、実際にはご理解をいただくという手段は、説明会等の中で説明はしている、その中で反対の意見が出なかったとはいえ、しっかりと町民の意思を町として集めたと言えるものではないのではないですか。

平成24年からですか、半分、平成30年からですか、全額をそうやって町の事業のために使わせていただけてきたというところも、それからこれから先も継続して使わせていただきたい、こういう事業に充てたい、いついつまで使わせてくださいというお願いも兼ねて、今ここの、今の時点で、これをやるべきではないですか。

町民の皆さんは、仮に年間で1万円ちょっと程度の金額かもしれませんが、大きいです。物価高騰対策で2万円の商品券を配る、これもやっと2万円もらえて町民は助かるなと思う感覚、それに近いもの。1万円手元に戻ってくる原子力立地給付金、これは大きいのです。そういったところもしっかりと町民の気持ちに寄り添った町政運営というのをしてほしいのです。なので、原子力立地給付金、私は町民の手に戻すべきと考えていますが、もしそれが町としてしないのであれば、

使い方についてしっかりと説明して、ご理解をいただくための手段、その一つの例としてアンケート調査というのが必要だと思うのですが、何らかの手段で町民の声をしっかりと拾う努力をする考えはないですか。どうしてもこの代表である議員の意見、それだけなのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

日本は、議会制民主主義を取っております。町当局は、議会の皆様からのご信任をいただいて事業を進めるわけですから、議会の議決もないままにあれやる、これやると町民に説明するのは、多分本末転倒だと私は思っております。議会の皆様からご承認をいただいて、その上でこれこれ事業をやりますよと。その前に果たして説明してしまったら、一体議会の方々はどうお思いになるのですか。議会で議決も出ないうちに、否決されたものを我々説明して歩くわけにもいかないです、それは。それは、今までもずっとそうしてきたはずです。議会制民主主義の基本だと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君、小学校の事業の關係に質問が及んでいますので、原子力立地給付金の見通しについての通告であります。簡潔にまとめましょう。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 小学校建設事業のほうに若干入っていったのですけれども、私今求めているのは、原子力立地給付金の使い道について町民の皆さんにご理解いただく必要があると。町長は今、町民の声聞く前に議決をいただいてという、そっちが先だということをお話しされたと思うのですが、町民の声、限られます、私たち聞くというのは。アンケート調査をすることで、その町民の意向というのが見えてくるのです。それも踏まえて、賛成するか反対するかというところの判断材料になる。役場庁舎のときも、アンケートを取ったではないですか。そういったところも、あのときはあのとき、今は違うのだ、今は今というふうな流れではなくて、しっかり原子力立地給付金について、町民の皆さん、あやふやなのです、ちゃんと理解できていないと思います。なので、これはやっぱりしっかりと周知して、声を拾い上げるということが必要なのだと思います。私は、町民の皆さんに原子力立地給付金を戻してあげる、あげるという言い方は、ちょっと語弊がありますが、町民の皆さんに戻すということが大切な町の判断だと思います。その上で大きな事業を進めるのであれば、しっかりと町の財源、町民にこれまで渡っていたお金を当てにするのではなくて、町の財源、しっかりとした財源を活用して事業を進めるべきだと思います。

この考えを訴えて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君の一般質問を終わります。

次に、10番、大湊敏行君の登壇を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 本日最後の登壇となりました大湊敏行です。これから一般質問を始めさせ

ていただきます。

質問1つ目、野辺地町地域福祉計画について。野辺地町地域福祉計画は、誰もが安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を理念とし、町民同士がお互いを支え合う地域づくりを進めるために策定されたものです。令和3年度からの5年間を期間とする第1期計画は、今年度が最終年度であり、現時点においては第2期計画案のパブリックコメントを実施した段階にあります。

第1期計画では、「期間中の施策推進の成果を確認することは重要である」と記され、評価指標が設定されています。しかし、第2期計画案では、その成果が確認されていないように見受けられます。第1期の評価指標の検証結果、第2期の評価指標の設定根拠、さらに相談体制の充実やアウトリーチ型支援をどのように実現していくのか、町の見解を伺います。

2つ目、自治体DXの推進について。野辺地町DX推進計画は、昨年3月に策定され、約1年が経過しました。住民の利便性向上と業務の効率化を目的とする本計画は、今後の自治体運営を行う上で、スピード感を持って取り組むべき重要な施策であると考えます。

今年度は、外部人材をCIO補佐官に任命し、高齢者向けスマホ教室を実施したほか、町公式ラインの運用も開始し、住民サービスの向上を図ってきました。しかし、1年間の活動で、どのような成果が得られたのか、また来年度以降、どのような取組を予定しているのか、住民に十分示されていない状況です。

国の新たな自治体DX推進計画が示された今、町として計画の見直しを行い、進捗管理を強化するためのロードマップやKPIを設定するお考えはないのか、町の見解を伺います。

3つ目、雪対策の強化について。今年は、例年になく記録的な大雪となりました。町では、1月26日に豪雪対策本部を設置し、その3日後には県から災害救助法の適用を受けました。住家が倒壊するおそれのある場合など、被災者自らの労力や資力で除雪を行うことが困難な場合、町が代わりに除雪をすることになりました。住民からは、「雪置場がなくて困っている」、「隣の空き家の屋根雪が自宅に落ちてこないか心配だ」といった声が寄せられています。また、災害救助法の対象となる条件が自治体によって異なっていることに関しても相談を受けています。

近年、短期間で一気に降る大雪が増えている現状を踏まえ、これまでの雪対策をさらに強化するお考えはないのか、町の見解を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、大湊議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の野辺地町地域福祉計画についてのご質問でございますが、来年度から第2期計画の開始に向け、現在策定中でございます。第2期計画では、令和3年の社会福祉法の一部改正を受けて、地域共生社会の実現に向け、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づく

りに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層支援体制を盛り込むこととしております。

第1期計画では、高齢者や障害者、子供及び子育て世代の福祉を主な対象としておりましたが、第2期計画におきましては、各分野において横断的に関係する生活困窮者をはじめ、制度のはざまにある方など、多様な支援を必要とする方々への福祉を含めることとしております。

議員ご質問の第1期計画の評価指標の検証結果についてであります。第4章の推進計画の中に記載されております。しかしながら、内容が分散しており、分かりにくい状況にあることから、今後検証結果としてまとめ、実績の数値を具体的に盛り込むことといたします。

また、第2期の評価指標の設定根拠であります。地域福祉に係る評価は、数値目標等の定量的な変化のみで行うことは難しい面もありますが、まちづくり総合計画や各種福祉関連の計画の数値目標を引用した評価目標を設定するとともに、意識や行動の変化、成果などにも着目しながら、総合的に評価してまいります。

さらに、相談体制の充実につきましては、一昨年から新庁舎に移転したことにより、ワンストップでの対応が可能となったところであり、庁舎内のどこに相談しても、適切な窓口につながるよう努めております。

加えて、庁舎外におきましても、関係機関との顔の見える連携体制を心がけ、相互に情報共有を図ることにより、困っている方に支援が届くよう取り組んでおります。特に今年度は、認知症高齢者等見守りネットワーク事業を実施し、商店やコンビニエンスストア等からの情報提供により、支援を必要としている方をつないでいただくことが増えている現状です。

そして、アウトリーチ支援につきましても、情報格差や経済的格差などにより、サービスへのアクセス格差がないよう、ご自宅への訪問や各種集まりの場に出向く等、その方が希望する形でアプローチしております。

また、社会的孤立などにより自発的に支援を求めない、あるいは求めることが難しい方に対して、我々支援者が積極的に働きかけを行うよう心がけているところであります。

このように当町といたしましても、高齢化や社会的孤立が進む中において、様々な障壁を解消し、必要な方に支援が届き、地域全体で支え合うことができる体制の構築に向け、第2期地域福祉計画の策定を進めております。

続いて、2点目の自治体DXの推進についてお答えをいたします。野辺地町DX推進計画につきましては、昨年3月に策定し、今年度から具体的な取組を進めております。

まず、年度早々の4月にDX推進アドバイザーとして外部人材を委託し、CIO補佐官に任命するとともに、副町長を本部長とするDX推進本部を設置し、推進体制を整備いたしました。8月からは、町公式ラインの運用を開始し、本年2月現在で2,400人を超える方にご登録いただいております。行政情報や災害情報、野生動物の出没情報など、幅広い情報を発信し、防災行政無線の補完手

段としても活用しております。

C I O補佐官指導の下、町民課の医療費助成や健康づくり課の健診、予防接種等の業務において、B P R、すなわち業務の再構築を実施し、従来の業務フローを分析した上で、住民の皆様の視点に立った見直しを行いました。その結果、オンライン申請の導入を進め、来庁されなくても手続きができる環境を整備するとともに、A I－O C Rを活用した業務効率化を図ることとしております。

放課後児童クラブの申込みにつきましては、原則オンライン申請とし、開庁時間に縛られない手続環境が実際に活用されております。これらの取組により、D X推進の基盤を整えることができたことと認識しております。

しかしながら、議員からご指摘いただきましたロードマップやK P Iが十分に示されていない点、また成果や進捗状況を住民の皆様へ十分にお伝えできていない点につきましては、真摯に受け止めております。

今後の対応でございますが、国の自治体D X推進計画では、デジタル技術の進化や社会環境の変化に応じて適宜見直しを行うとされており、重点取組事項について、主な取組スケジュールを毎年度更新する考え方が示されております。当町におきましても、この考え方に倣い、町D X推進計画については毎年度点検、見直しを行うとともに、重点取組のスケジュールにつきましても整理してまいります。

来年度の具体的な取組としては、電子申請のさらなる拡充、ホームページのリニューアル、生成A Iの活用などを重点的に推進いたします。生成A Iにつきましては、無償で利用できる自治体向けサービスを導入し、4月に職員研修を実施した上で活用してまいります。

D Xの推進は、単なるデジタル化ではなく、行政運営の仕組みや業務の在り方を見直し、住民サービスの質を高めていくことが本質であります。今後もスピード感を持って取組を進めてまいりますので、議員各位のご理解をお願いいたします。

続いて、3点目の雪対策の強化についてお答えいたします。本年の大雪につきましては、議員各位をはじめ、町民の皆様におかれましても、日々の除雪に大変なご苦勞をされたことと存じます。

1月下旬にかけての降雪により、当町においても例年にない大雪となり、1月26日には、役場中庭において106センチメートルを記録いたしました。その後も降雪が予想されたことから、同日野辺地町豪雪対策本部を設置したところであります。

同日開催した第1回本部会議においては、町民生活にできるだけ影響が生じないように、降雪対策に万全を期すこととの指示を私から行ったところであります。

また、2月2日には豪雪対策本部幹事会を開催し、これまでの状況報告を受けるとともに、災害救助法の適用に伴う対応策等について協議を行いました。

1月29日に適用を受けた災害救助法につきましては、2月2日から5日まで相談窓口を設置し、

町民からの相談を受け付けたところであり、その間の相談件数は73件であり、このうち調査対象としたものが33件、調査の結果、救助対象としたものが20件ありました。これら20件につきましては、既に業者への除排雪を委託しており、救助期間である2月27日までに全て完了する見込みとなっております。

なお、救助対象とした20件につきましては、降雪による住宅の倒壊等により生命または身体に危害を受けるおそれがあり、自らの資力及び労力によって除雪を行うことができない世帯との要件を基本とし、資力に関する申出書の提出を受けた上で、町として総合的に判断し、対象としたものがあります。

救助期間は終了いたしました、今後におきましても空き家等を含め、雪に関する相談があった場合には、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

近年の降雪状況につきましては、従来のように断続的な降雪に加え、短時間に集中的に降る、いわゆるどか雪と呼ばれる現象が見られており、その背景には地球規模での気候変動の影響も指摘されており、気象庁の分析においても降水の極端化が進んでいるとの報告がなされているところであります。

当町におきましても、これまで除雪体制の確保や除雪機械の計画的な更新など、必要な対策を講じてまいりましたが、短時間に大量の降雪があった場合には、除雪作業が一時的に追いつかない状況も想定されることから、従来のみでは十分とは言えないものと認識しております。

また、除雪委託業者の確保やオペレーターの高齢化など、除雪体制を取り巻く環境は厳しい状況にあり、体制の強化に当たっては、これらの課題を踏まえた対応が必要であると考えております。

今後につきましては、除雪体制の在り方を改めて検証するとともに、雪捨場の確保などを含め、総合的な雪対策について検討を進めてまいります。

町といたしましては、引き続き最善の努力を重ね、町民の皆様が安全で安心して生活できるよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 大湊敏行君の再質問を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） まず、1つ目の地域福祉計画について再質問いたします。

このパブリックコメントは、1月26日から2月6日まで12日間行われました。ホームページで確認しております。パブリックコメントに関する規定では、原則30日以上とし、その結果は速やかに公表するものとしております。現在ホームページから、この計画案は削除されておりますが、パブリックコメントに関しての現時点の状況と、それから12日間にした理由など等の報告をお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） ご質問にお答えいたします。

地域福祉計画のパブリックコメントですけれども、議員おっしゃるとおり、12日間ホームページ、そして各要所、公的機関のほうに設置させていただいて御覧いただくよう呼びかけを行いまして実施いたしました。

計画策定につきましては、逐次地域包括ケア会議や関連部会のほうにお諮りをしながら進めておりまして、最終的に12日間とさせていただいております。

こちらのパブリックコメントについては、基本的に12日間で具体的なコメントやご意見などをいただきますませんでしたので、その内容についてのお答えなどは現在していないところです。ですが、様々な部会や関係機関からのご意見を参考に、今また修正作業を進めているところです。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） これまでパブリックコメントを数々やられてこられましたけれども、コメントがない、意見が寄せられなかった場合でも、なかったという結果をホームページでも公表していたと思います。今回は、それはやらないのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 今後確認いたします。必要であれば、至急するようにいたします。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それから、パブリックコメントの規定の中に、パブリックコメントをするときには政策等の案の概要も一緒に公表するというふうになっております。また、町民とか政策等の案を理解するために、必要な関連資料も同時にお示しするという規定になっておりますが、今回のこのパブリックコメントは、計画案のみの公表ではなかったかと記憶しておりますが、この概要を1枚にまとめたような概要、それから1期計画と2期計画の比較など、こういうものをまとめて概要版としてつくり、公表することも意見を求める上で必要ではなかったかと思いますが、その点に関して答弁をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

地域福祉計画につきましては、基本的に町民の皆様どなたが御覧いただいても分かりやすいような表現に記載しておりましたので、我々としましては計画の推進体制の記載のところを重点的に表現のほうを工夫しておりました。概要版や、ぱっと見て分かるようなという形には考えが至っておりませんでした。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 今後もパブリックコメントすることはあると思います。概要版は必ず必要だと私は思っておりますので、ぜひご検討をお願いいたします。

第2期計画案の策定のために行った住民アンケートで、第1期計画の評価指標であります福祉への関心度、それから共助への参画意欲、この評価指標はアンケートでは共に下がっていると私は認識しております。この評価に、住民アンケートの結果に対して、第1期目の計画の評価指標がうまくいかなかった、達成できなかったというような評価は、町として行っているのかお答えください。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

第1期計画の福祉への関心度は、第1期の令和2年の時点で70.2%、強い関心や、まあまあ関心がある方の割合ですが、そこを増加するよう目標を立てておりましたが、令和6年のアンケート結果では62.4%と、議員おっしゃるように下降しました。

共助への参加意欲も39.3%増加する目標を立てておりましたが、36.9%と数%減少しております。こちらのほうにつきましては、我々も対策を進めてはいたのですけれども、なかなか関心度につながらなかったとか、あと共助そのものへの参加意欲、途中いろいろな、コロナ禍のこともありましたし、事業そのものがされなかったというところもありまして、なかなか具体的な評価は難しい部分もございました。

そこで、来年度の評価のほうでは、またちょっと切り口を変えまして、まちづくり総合計画やほかの福祉の計画の数値目標も踏まえまして、それ以外のものも総合的に勘案して評価していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私は、この2つの評価指標はとても大事な評価指標、重要であると考えております。第1期の最終年度では達成できなかった、それを第2期では改めて評価指標に設定し頑張っていく、そのようなご検討はいかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

住民アンケートそのものは、今後の評価につきましても、同じアンケートをして、基本的に評価をしていくつもりではありますが、そのアンケートの評価、結果そのものを評価指標にそのまま福祉の関心度として位置づけるかというところも我々も非常に検討しました。新たな評価指標などがいろいろ出ている中で、やはり数値にできないものだとかも含めまして、総合的に評価したいと思っ

ておりまして、福祉への関心度とか共助の意識、これは基本的に一番重要なところでありますので、評価指標から抜けても評価しないわけではございません。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） この評価指標を設定するに当たっては、一般的に数値で分かるものとそうではないもの、両方入れることが重要だというふうに一般的には言われています。第2期の計画案での評価指標は、もう数値ではっきりと結果が分かるものしかないということで、定性的な評価指標、これもぜひ入れるべきではないのかなというふうに思っておりますが、ぜひご検討をお願いいたします。

次に、第2期計画案の中身について再質問いたします。ワンストップ相談窓口の充実に関して、町長の答弁では新しくできた庁舎の中にいろんな課が集まった、分散しなくなったので、ここを窓口にするというような答弁だったと思いますが、この相談窓口、相談しやすい環境整備を整えるために、例えば専用ダイヤルを設けたり、公式の町のラインに相談する場所を設けたりということも必要ではないかなと思います。たくさんの相談するものを用意すべきだと思いますが、現時点でどのように、第2期計画では相談窓口を充実させるお考えであるのか、ご回答をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

議員おっしゃるように、総合相談窓口として専用ダイヤルを設けたり、ラインなどで匿名で相談しやすい体制をつくるなど、非常に効果的だと思います。しかしながら、現在当町で相談をされる方については社会的に弱い立場にあり、相談をするべきものなのか分からない方や、そういう相談窓口にとどり着けない方が多くいらっしゃいます。その方に対しても、介護・福祉課だけに関わるのではなく、様々な課があらゆる対応で、接点があるというところで、そこをつないでいただくという流れができておりますし、あとそのアプローチのほうは介護・福祉課でやったとしても、様々な課と連携をしながら、そこの世帯に支援をしていくという流れが多いのかなと思います。

あと、スマートフォンなどをお持ちの方は、ホームページのほうにご相談をお寄せいただく方も多くいらっしゃいまして、その方の希望に応じた支援をしているところであります。ですので、介護・福祉課としましては、どこに声を出しても、必ずしかるべきところにつながる体制のほうを今後の共生社会とか、重層的支援の面では重要視したいなと考えているところでして、そこの部分はまた今加筆を加えて、完成に向けて手直しをしているという状態です。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 相談に関しては、ハードルを下げるというのが私は大事だと思っております。

して、今の課長の答弁の中では、やはりアウトリーチ型の活動の展開、これはすごく私は大事ではないかと思っております。

日本の社会は申請主義であり、公的な制度やサービスを利用するには自ら申し出なければなりません。その課題としては、制度の存在を知らない、内容がよく分からない、書類を書けない、そろえられない、自分の状況をうまく説明できない、そして相談に行く時間や余裕がない、このような課題があります。このアウトリーチ型の活動を展開するために、千葉市の事例を紹介します。

千葉市では、自ら調べなくても、個々の状況に合った利用可能な制度、支援サービスの情報を自治体が知らせてくれる、「あなたが使える制度お知らせサービス」というものを展開しています。

野辺地町でも、同じように公式ライン等を使いまして、簡単に住民が、自分はどの制度を使えるのかな、どんな支援を受けられるのかなというものが簡単に分かるような、そういう仕組みをつくるのが重要であると考えますが、町はこの点に関してどうお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

アウトリーチ支援につきましては、我々も非常に重要視しておりまして、即時に、僅かな情報でも、その方に対応できるように、いろいろな情報を得ながら進めているところです。

様々な制度が使えるのかということについては、やはりその方の状況であったり、様々な付随する情報がとても必要になってきますので、概要をご説明することはもちろんできるのですが、対象になるのかということについては、やはりお一人お一人にお話を聞くということが必要になるのかなと思っておりました。

また、役場に行くのは、雪も多くて大変だったり、あと人のたくさんいるところに出向けないという方もとても多いですので、そういう方にはご自宅のほうまで伺って、そして、具体的にその方に合わせた説明をするということは大事だなと思って心がけております。

今スマートフォンをお持ちの方は、大体制度の検索をすると大筋分かって、ある程度理解した形の上でご連絡いただく方もあります。その方がお電話できる時間、夕方閉庁後であってもお待ちして、対応しておりますし、あと最初から分からないので教えてほしいという方については、お一人ずつに説明する形で今取り組んでおります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 町から支援が必要な方を見つけ、それぞれの家庭に訪問し、支援をしていくというのは、とても大変なことだと思っています。職員の負担もすごく多くなると思います。ですが、このアウトリーチ型の支援は、多くの個人情報を持っている行政が積極的に取り組むべきものであると思います。私のところには、「町のホームページや町から届く手紙を見ても、文

章が難しくて分からないんだ」というような声があります。また、「自分が対象になるかどうか聞きたいけど、相談をためらっている」という住民も存在しています。町からの告知をもっと分かりやすく工夫し、相談のハードルをもっと下げ、積極的に行政サイドから困っている住民を見つけていく試みをこれから展開してほしい。大いに期待しています。ぜひご検討をお願いいたします。

2つ目の再質問に入ります。まず、答弁のほうでロードマップやKPIの設定をするという明確な答弁はなかったと思いますが、毎年度見直ししながら、ロードマップやKPIは今後も設定しないというお考えでよろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

ロードマップにつきましては、メリットがかなりあると認識してございます。ロードマップは、実効性のあるものを示して、着実に実行することが求められていますが、同時に一方でロードマップの作成に当たりまして、幾つかの課題があると認識しております。

1つ目ですけれども、国の自治体DX推進計画自体が頻繁に更新されることになりました。このため、固定的なものをつくったとしても、すぐに見直しが必要になる可能性がございます。

2つ目に、予算の確保が前提となりますので、ロードマップを示しても実現できない場合、かえって町民の皆様の期待を裏切るというのですか、混乱させることにもなりかねません。

3つ目に、デジタル技術の進化が非常に速くて、例えば3年後の技術環境を正確に予測することはなかなか難しいということがございまして、必要性は認識しているのですけれども、そういう事情がありますので、今の時点では考えてはございません。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 様々な課題があるとは承知の上、ある程度、こんなことをこれからやっていきたいのだというようなものを何とか住民に見せたいのです。これからこういうふうなことができるようになる、利便性が高まるよというものを町から住民に見せる、遅れるかもしれないけれども、こういう目標でやっていくのだよというものをある程度でいいから示して、町はDXに本当に取り組んでいるのだという姿勢を何とか見せてほしいと強く思っておりますが、駄目でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） ロードマップにつきましては、何をいつまでにという内容が盛り込まれておりますので、先ほどの課題があるといったことで、いつまでにというのはちょっと難しいのですが、何をやるかにつきましては、町のDX推進計画に見直しする中で盛り込んでいきたいと思っております。ただ、その計画に掲載する上で、いつまでにというのは、先ほどの課題があるということに関連してご容赦いただきたいというふうに思っております。

なお、DX推進計画の見直しにつきましては、当初予算の要求の段階までには見直しして、作成

したものを広報やホームページなりで周知したいというふうに考えてございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ロードマップという制限といいますか、ここまでやらなければいけないという決まりがあるのは分かりました。では、ロードマップではなくて、町はこういうのをやっていきたいのだというような簡単な、何かそういうメッセージを住民にお知らせするという事は、検討の余地はありませんでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

国の自治体DX推進計画の中に自治体が重点的に取り組むべき事項、あとそれから国の支援策等が掲載されていますけれども、そちらの中からピックアップして町の計画に盛り込みたいというふうに思っています。それをホームページですとか、広報で周知したいというふうに考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ぜひお願いいたします。

新年度の当初予算案の中にありましたホームページの改定について、ちょっと質問したいのですが、予算を1,300万円と多額な予算を当初予算で上げておりますが、ホームページ、どのような形に変わるのか、ある程度説明、今いただけますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

ホームページにつきましては、もう立ち上げてから大分手続等も見直しされてきていませんし、更新の仕方も、内部的な話ですけれども、ちょっと複雑だということで、それからホームページを見る方にとって、特に障害のある方につきましては見にくいと。字が小さかったり、あと音声も出ないと。最近のほかのホームページでは、そういうアクセシビリティと言うようなのですけれども、そちらに対応しているホームページが増えてきている。そういうものにも当町では対応していきたいというふうに考えておりますので、ちょっと金額的にはかかるのですけれども、充実させていきたいというふうに考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 1つ私提案したいのが、チャットボットの導入です。相談を受けるのに、生成AIを使ってある程度回答もできるというようなチャットボット、いろんな自治体でやっているのですが、そこでチャットボットを町の公式キャラクターであります「じ〜の」を使って、AI「じ〜の」のチャットボットというのをつくったら、とても住民の皆さん、そこから相談してくれるのではないかなというふうに期待をしております。検討の余地はございますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） チャットボットにつきましては、まだ私自身詳しく承知しておりませんので、これから勉強させていただきますが、予算の範囲ですとか、もしその中で可能であれば、仕様のほうに盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それからも一つ、今町で各種のSNSで発信しておりますが、何か私が受け止めた感じでは、課によって発信方法が異なっていて、ある課はフェイスブック、ある課はインスタグラム、あるところはラインというような、すごく偏りがあるように見受けられるのですが、これを統合整理するというようなお考えはございませんでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 偏りがあるということの実情、初めてお伺いしましたので、その辺のことをちょっと事情を教えてくださいいただければと思います。ちょっと答弁になっていないかもしれませんが。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 庁議の中で話ししていただければ、皆さん、多分それぞれの課の課長さんが、自分はこっちを使っている、うちの課はこれを多く使っているというのは把握していると思いますので、ぜひ情報を集めまして、できれば統一するのが住民にとっては、1つで全ての課の情報が見られるということだから、利便性は高まると思いますので、ご検討をお願いします。

もう一つ、自動通話録音機能というのも当初予算に入っております。これは、カスタマーハラスメント対策であると認識しておりますが、もう一つ自動通話録音を使って問合せや苦情などをテキスト化して、それを解析してリスト化するというような仕組みもつくれば、職員の業務負担も軽くなるし、それ以降の対応がスムーズにいくのではないかと考えておりますが、自動通話録音機能でRPA化を行っていくというお考え、ご予定はありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 電話の自動通話録音機能ですけれども、それに問合せや、それを解析し、リスト化したものを入れてほしいという、機能の一部として入れてほしいということだと思っておりますが、ちょっと中身について、これから仕様をつくっていきますので、その中で可能かどうか判断していきたいと思っております。

カスタマーハラスメント対策を想定しております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） できればカスタマーハラスメント対策だけではなく、録音機能をもっと有効活用できるような仕組みもつくっていただきたいと思っております。

総務省が定めました自治体DX全体手順書には、柔軟でスピーディーな意思決定が求められる場

合、P D C A サイクルではなく O O D A ループによる進捗管理を行うことが有効と記されています。この考えをぜひ当町でも取り入れ、住民の利便性向上と業務の効率化に取り組んでいただきたいと思っています。

そして、定期的に進捗状況を公開し、住民に利便性が高まったことを町から積極的に P R していただきたい、そう考えます。ぜひご検討をお願いいたします。

3 つ目の再質問に入ります。まず、町が設置します豪雪対策本部、これは住民支援のどの点が強化されるのでしょうか。この設置に伴って、どこが強化されるのでしょうか、教えてください。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

豪雪対策本部を設置しまして、まず町の降雪状況、それから道路状況であったりとか、通学路の状況であったりとか、それから我が防災管財課の担当であります空き家の状況であったりとか、そういうものを重点的に確認していくのですよということをその会議の中でみんなで申し合わせる。その中で、各課でそれぞれの部署について対応していく、強化していくということとなります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 現在町は、除雪のパトロールを行っておりますが、これまでの答弁で、パトロールの台数1台でやるというふうに認識しております。この豪雪対策本部を設置するとした場合に、パトロール台数を増やすというふうなお考えはありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） お答えします。

現在のところ、現状で考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 豪雪対策本部をつくるということは、それだけ住民、大変な状況になるということです。これまでの私が以前やった質問の答弁の中でも、町民からお話が来れば、全てそこに、現地を見に行っているというような答弁でした。果たしてパトロール台数1台で、こんな豪雪対策本部を設置するくらいの大雪になったときに、たった1台で対応できるのか、すごく私は問題であると思っております。台数を増やすということは、検討の余地はございませんでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 現在のところ、体制にもよるのですが、まず建設水道課自体で行っております。また、職員の数もありますので、現在のところは現状で考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 豪雪対策本部の設置要綱を見ますと、これは担当課だけでは済まないから、町役場職員みんなで対応していくのだというような意味合いだと思うのです。そこで、豪雪対策本

部を設置しても、体制は変わらないというのはどうなのでしょう。それで住民生活の安定を図ることができるのでしょうか。見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 先ほども発言しましたが、体制によるということですので、まず豪雪対策本部の中で、そこら辺の体制というのをきちんと決めて、その状況に応じて対応はしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） すみません、繰り返しになりますけれども、豪雪対策本部を設置する意味、これを担当課だけではなくてみんなで考えてほしいと私は思っています。ぜひご検討をお願いいたします。

それから、災害救助法の適用を今回受けました。20件対応し、2月27日まで完了見込みということで、とても職員の負担も大きかったと思います。町民から聞いたのですが、この相談をして、調査に来てくれて、対象になった、ならない、これが調査してきた日の翌日に電話で、「あなたのご自宅は対象にはなりませんでした」というような口頭だけの答えだったそうです。そういう結果報告でいいのかというのが一つ私は引っかかっております。公平性を証明するために、ここが対象にならなかった理由だというようなものは、全て現在リスト化されて今後に生かすようなことを今されておるのか、教えてください。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

まず、今回災害救助法の調査をした件数と、それから対象とした件数等々ではありますが、調査を相談いただいた件数、その時点で、電話の内容によっては、例えば「うちの車庫が潰れそうなんだよ」とかというような、明らかに対象ではないですよというようなものは、その時点でお断りしている。ですので、調査対象としたものが数が減っているのは、まずそういう点でございます。

調査対象としたものは、全て職員が2名1組で現地を確認しております。それぞれ……

○議長（岡山義廣君） どうぞ。

○防災管財課長（木明裕二君） ごめんなさい。それぞれ違う職員ですので、同じ職員が全て33件を見たわけではございません。時間的いとまありませんでしたので、手分けをして、それぞれの職員2組、3組ですか、つくりまして調査をいたしました。ですので、その2人の職員が見た目というのが、まず第1に来ます。その上で、その結果を持ち帰りまして、課内で、これは対象だよ。それから、いろいろなデータも調べたり、収入状況であったりとか、課税状況であったりとか、いろんなことを調べた上で、ではこの人は対象だよ、いや、この人はやっぱり対象にはできないよねというような判断をして、次の日にはなるのですけれども、やっぱり時間がちょっと必要なもの

ですから、次の日になってしまったのですが、ご回答はしているというところです。

現地に調査に行っている段階で、そのご家庭の方、当然おうちの方立会いの下、調査をしていますので、そのこともお伝えしながら、「こういうことで調査をします。調査の結果、持ち帰りますけれども、その結果、申し訳ないですけれども、対象にならない場合もありますよ」というようなことまでご説明をした上で現地を引き揚げ、それで戻りましてから、対象、対象ではないの判断をしてお返事をしているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ぜひ今回の結果を文書にして残して、今後に生かしていただきたい、そう思っています。ご検討をお願いいたします。

広報のへじでの啓発について、ちょっと質問いたします。まず、現在の広報のへじを見てちょっと考えるのが、まず道路への雪投げはやめてくださいというようなことなのですが、これは法律で禁止されているということをしっかりとうたうべきではないか。札幌市が、そうしております。

それから、空き家の所有者は屋根雪管理を適正に行っていただきたいというようなことも周知してほしいです。五所川原市が行っています。

それから、除雪に関する問合せとして、ぜひ公式ラインを追加していただきたいと思っております。

この3点について、ご検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） こちらのほうについては、検討してまいりたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それから、隣の家の屋根雪の問題です。空き家の屋根雪の問題です。町の空家等対策の推進に関する条例の中に緊急安全措置というものがあります。これは、すごく重大な事態になった場合ということなのですが、弘前市では空き家等の緊急安全措置実施判断基準マニュアルというのをつくっています。屋根雪の記述も、ここにはもうしっかりと記載されていて、こんな場合には処理しなければいけないよ、まちは処理するよ、そういうものを残しておりますが、当町もこれに倣うことに対して検討の余地はございませんでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

当町には、そういう基準というのを今現在設けてはおりませんが、今回の雪に関しては、災害救助法の適用に関してのある程度の基準、こういう場合は適用になります、こういう場合は適用になりませんというようなものに基づいて判断をしておりますので、今回それ以外の雪等について、例

えば緊急的にやらなければいけないというのは、例えば空き家等であれば、職員が行って、出ている雪庇を落としたりとか、そういう措置はしております、現在でも。ですので、まずマニュアル、基準をつくることは検討したいとは思いますが、今現在では今の運用でも対応できているのかなというふうに思っております。

以上です。

○10番（大湊敏行君） ぜひ空き家の所有者の……

○議長（岡山義廣君） ちょっと、発言は議長から許可を受けてからにしてください。

〔「はい」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 時間が来ましたので、大湊敏行君の一般質問は終わります。

◎散会の宣告

○議長（岡山義廣君） 本日の日程は、全部終了しました。

散会します。

（午後 3時16分）